

○波佐見町景観条例

平成27年10月5日条例第18号

改正

令和7年12月15日条例第37号

波佐見町景観条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）  
第2章 景観計画（第5条—第7条）  
第3章 行為の届出等（第8条—第14条）  
第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木（第15条—第18条）  
第5章 波佐見町景観審議会（第19条・第20条）  
第6章 雑則（第21条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、波佐見町における良好な景観の形成を促進するために、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく手続等に関し必要な事項を定めることにより、自然や歴史、文化等とともに育まれてきた波佐見の景観を町民等の共有財産として後世に継承するとともに、魅力を活かした波佐見らしい総合的な景観形成に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、法において使用する用語の例による。

2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）景観形成 良好な景観の保全、育成及び創出をいう。  
（2）町民等 町内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は町内の土地、建築物若しくは工作物に関する権利を有する者をいう。  
（3）事業者 町内において営利、非営利等の別にかかわらず事業及び活動を行う個人、法人又は団体をいう。  
（4）工作物 建築物以外の工作物のうち規則で定めるものをいう。

（町の責務）

第3条 町は、町民等及び事業者の意見を反映させるよう努めながら、良好な景観形成に関する施策を総合的に策定し、これを実施しなければならない。

（町民等及び事業者の責務）

第4条 町民等及び事業者は、景観形成に関する理解を深め、自らが良好な景観形成の主体であることを認識し、積極的に景観形成に努めるとともに、町が実施する景観形成に関する施策に協力しなければならない。

第2章 景観計画

（景観計画）

第5条 町長は、景観形成を総合的かつ計画的に推進するため、景観計画を定めるものとする。

2 町長は、景観計画を変更しようとするときは、あらかじめ、波佐見町景観審議会（以下、「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

（重点景観計画区域）

第6条 町長は、景観計画区域のうち、特徴的な景観を有し、特にきめ細やかな景観形成を推進する必要がある区域を重点景観計画区域として定めることができる。

2 町長は、重点景観計画区域を定めようとするときは、景観計画において、当該区域ごとに必要な事項を定めるものとする。

3 町長は、前第1項の重点景観計画区域以外の区域を一般景観計画区域として定めるものとする。

（景観計画への適合）

第7条 景観計画区域内において法第16条第1項各号に掲げる行為を行おうとする者は、当該行為を景観計画に適合させるよう努めなければならない。

第3章 行為の届出等

（届出対象行為等）

第8条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- （1）土地の開墾及びその他の土地の形状の変更  
（2）土石の採取、木竹の伐採  
（3）屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源）、その他の物件の堆積  
（4）夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物又は工作物の外観について行う照明（以下「特定照明」という。）の新設、増設、改設若しくは移設又は色彩等の照明方法の変更  
（5）審議会の意見を聴いた上で、景観形成に支障を及ぼすおそれがあると町長が認める行為

2 法第16条第1項及び第2項の規定による届出に関し必要な事項は、規則で定める。

(届出を要しない行為)

第9条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 別表の(あ)欄に掲げる区域等の区分に応じ、同表の(い)欄に掲げる行為について、同表(う)欄の規模のいずれにも該当しないもの
- (2) 法令に基づく許可、認可又は届出を要する行為で、規則で定めるもの  
(特定届出対象行為)

第10条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号又は第2号に掲げる行為(前条各号に掲げるものを除く。)とする。  
(事前協議)

第11条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出を行おうとする者は、規則で定めるところにより、その内容について、あらかじめ、町長と協議しなければならない。

(助言又は指導)

第12条 町長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、景観形成上必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

(勧告又は命令等に係る手続)

第13条 町長は、法第16条第3項の規定による勧告、法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令、又は前条の助言若しくは指導を行う場合において必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くものとする。

(公表)

第14条 町長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくこれに従わないときは、規則で定めるところにより当該勧告を受けた者の氏名等を公表することができる。

2 町長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、当該勧告を受けた者に対して、あらかじめ、その旨を通知し、意見書を提出する機会を与えるものとする。

#### 第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物の指定等)

第15条 町長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

2 町長は、景観重要建造物を指定したときは、その旨を告示するものとする。

3 前2項の規定は、法第27条第1項又は第2項の規定による景観重要建造物の解除について準用する。

(景観重要建造物の管理基準)

第16条 法第25条第2項に規定する景観重要建造物の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を変更しないこと。
- (2) 消火器の設置その他の景観重要建造物に係る防災上の措置を講ずること。
- (3) 景観重要建造物の滅失又は毀損を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のために町長が必要と認める措置を講ずること。

(景観重要樹木の指定等)

第17条 町長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

2 町長は、景観重要樹木を指定したときは、その旨を告示するものとする。

3 前2項の規定は、法第35条第1項又は第2項の規定による景観重要樹木の解除について準用する。

(景観重要樹木の管理基準)

第18条 法第33条第2項に規定する景観重要樹木の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、せん定その他の必要な管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置を講ずること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のために町長が必要と認める措置を講ずること。

#### 第5章 波佐見町景観審議会

(審議会の設置)

第19条 町の景観形成に関する事項について調査審議を行うため、波佐見町景観審議会を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 景観計画の変更に関すること。
- (2) 重点景観計画区域の指定等に関すること。
- (3) 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等に関すること。
- (4) 景観計画に定めた基準の運用に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、景観形成に関し必要な事項

3 審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、町長に意見を述べることができる。

(組織等)

第20条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他町長が適当と認める者のうちから、町長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 審議会に、会長を1人置き、委員の互選によりこれを定める。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第6章 雑則

(委任)

第21条 この条例で定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。